

## 改正包括利益基準 について

平成24年6月29日に企業会計基準委員会は、「包括利益の表示に関する会計基準」を公表しました。従来、包括利益に係る表示が連結財務諸表のみとし、個別財務諸表への適用に関しては、1年後を目途に判断することとなっていたことに対する検討の結果です。

### ①個別財務諸表への非適用の明文化

本改正基準における16-2項において、「本会計基準は、当面の間、個別財務諸表には適用しないこととする。」とされております。

すなわち、包括利益基準は、個別財務諸表には適用されないということであり、従来の基準からの実質的な変更はありません。

ちなみに、個別財務諸表しか作成しない会社にも適用されません。

ただし、今回の改正は「当面の間、個別財務諸表には適用しない」ことで企業会計基準委員会で承認されています。すなわち、委員のなかには無条件で賛成したわけではなく、あくまで当面の間の一時的な措置と捉え、しかるべき時にはもう一度見直しをすることを要望する委員もいました。したがって、本改正基準は当面の間は続くものと考えられますが、今後の企業会計基準委員会の意向でどのように動いていくかには留意が必要です。

### ②為替予約の振当処理から生じる繰延ヘッジ損益の扱い

本改正基準における31項(2)にて、為替予約の振当処理から生じる繰延ヘッジ損益の扱いが触れられています。

そこでは、為替予約の振当処理から生じる繰延ヘッジ損益については、組替調整額およびこれに準じた開示は必要ないということで整理されています。

従来の基準では、「繰延ヘッジ損益に関する組替調整額は、ヘッジ対象に係る損益が認識されたこと等に伴って当期純利益に含められた金額による。なお、ヘッジ対象とされた予定取引で購入した資産の取得価額に加減された金額は、組替調整額に準じて開示することが適当と考えられる。」とされていました。

この点、従来の基準では、簡便的な位置づけの振当処理について、包括利益基準に係る開示対象になるのか否かが明確ではなかったため、今回の改正による整理が行われました。

### ③包括利益計算書の名称について

本改正基準における37-2項にて、包括利益計算書という名称を維持することとなったことが記載されています。

すなわち、IASB(国際会計基準審議会)での検討においては、包括利益計算書の名称を「純損益及びその他の包括利益計算書」とする案が出されており、引き続き検討されておりました。

そして、検討の結果、平成22年会計基準においては当期純損益の重要性を意識して当時のIAS第1号での名称とは異なる名称を採用したことや現行の名称が実務で定着しつつあること、さらには改訂IAS第1号では他の名称を使用することも容認されていることを勘案し、現行の計算書の名称を維持することとしました。

## 平成23年度12月 税制改正と会計処理

本稿では、税務上の貸倒引当金廃止と会計処理への影響について解説します。

### 1.平成23年度12月税制改正の内容

#### ① 改正の概要

平成23年12月の税制改正で、①中小法人等、②銀行、保険会社その他これらに準ずる法人、③リース取引に係る所得の金額の計算の規定により売買があったものとされるリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人を除き、法人税法上の貸倒引当金(個別評価金銭債権に係る貸倒引当金及び一括評価金銭債権に係る貸倒引当金)が廃止されることになりました。

#### ② 適用時期と経過措置

この税制改正は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用されますが、3月決算会社の場合、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度については、従前の繰入限度額に対して、次の割合で損金算入を認める経過措置があります。

事業年度	割合
平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度	4分の3
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度	4分の2
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度	4分の1

3月決算会社の場合、平成25年3月期においては従来の貸倒引当金繰入限度額の3/4しか損金算入が認められなくなりました。

### 2.税制改正による会計処理への影響

#### ① 貸倒引当金の会計処理

法人税法上の貸倒引当金が段階的に廃止されるからといって、金融商品会計基準に則った貸倒引当金の会計処理が変わることはありません。会計上は、従来同様債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に分類し、貸倒見積高を算定します。

一般債権に係る会計上の貸倒引当金が一括評価金銭債権に係る貸倒引当金に、貸倒懸念債権及び破産更生債権等が個別評価金銭債権に係る貸倒引当金に対応しますが、一般債権と一括評価金銭債権の範囲の違い及び貸倒実績率の計算ロジックの違い等により、会計と税務とで差異が生じます。会計上の貸倒引当金が税務上の貸倒引当金損金算入限度額を超過する場合は、超過額を法人税申告書で加算する必要があります。

#### ② 中小法人の特例と会計処理

平成23年度12月税制改正後も、資本金1億円以下の法人については、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入限度額の計算において、法定繰入率も認められます。

上場企業等の子会社に資本金1億円以下の中小法人がある場合、当該子会社は金融商品会計基準上、法定繰入率による貸倒引当金の計上は認められないと考えられます。

#### ③ 税効果会計

税務上の貸倒引当金の改正は、繰延税金資産の計上額に大きな影響を及ぼす可能性があります。

従来税務上の貸倒引当金の設定要件を充たしていれば無税処理されていたが、段階的に貸倒引当金損金算入限度超過額が増加していくことにより、将来減算一時差異も増加することになります。将来減算一時差異に回収可能性があるかと判断できれば、繰延税金資産の金額は増加することになります。

## IFRS(棚卸資産)

IAS第2号「棚卸資産」の規定から、棚卸資産の範囲、測定方法について解説します。

IFRSでは、棚卸資産の範囲を以下の通り規定しています。

- (1) 通常の営業過程において販売用に保有しているもの
- (2) その販売を目的とした生産過程にあるもの
- (3) 生産過程や役務提供の過程で消費される原材料や貯蔵品

この規定からわかるとおり、IFRSでは棚卸資産はあくまで「販売用」に限定しています。

日本基準では、研究開発用の試薬や製品、販促用の備品等、販売用製品製造に直接関与しない貯蔵品などが棚卸資産として処理されています。これらについては、IFRSでは棚卸資産としての計上が認められないため、計上プロセスの見直しが必要となります。

なお、IFRSにおいてこれらに係る会計処理は規定されていませんが、実務上多くは「前払費用」等で処理されている場合が多いようです。

またIFRSでは、「棚卸資産は、「原価」と「正味実現可能価額」とのいずれか低い額により測定しなければならない。」と規定されています。

ここで、棚卸資産の原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生した全ての原価を含まねばならないとされています。

この規定を見ると、日本基準における低価法評価(収益性低下に伴う簿価切り下げ)と大きな差異はないものと思われます。但し、日本基準においては「正味売却可能価額」と呼ばれていますが、IFRSでは「正味実現可能価額」と呼び、以下の通り計算します。

「正味実現可能価額 = 予想売価 - 完成までに要するコスト - 販売に要する費用」

上記計算式をご確認いただくとわかりますが、これも現行の日本基準と大きな相違はありません。

なお、現状原材料などの低価法評価は正味売却可能価額に代えて再調達原価を用いている企業が多いと思います。IFRSにおいても、正味実現可能価額が再調達原価に歩調を合わせて動くのであれば、継続適用を前提に再調達原価を適用することができます。

ここで少し注意が必要な点は、正味売却可能価額と正味実現可能価額の違いです。

(1) IAS2号記載の「正味実現可能価額」

「通常の事業の過程における予想売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積り費用を控除した額」

(2) 棚卸資産基準における正味売却価額

「売価(購買市場と売却市場とが区別される場合における売却市場の時価)から見積り追加製造費用及び見積り販売直接経費を控除したもの」

上記を見比べると、IFRSの正味実現可能価額はあくまで自社で定めた予想の売値(内で決めるもの)をベースにしているのに対して、日本基準の正味売却可能価額はあくまでマーケットの時価(外で決まるもの)をベースにしている点です。

ただし、現状の予想売価も当然マーケットを無視して決定できるわけではないので、結果的にはほぼ同じ内容になると思われます。

もう一つ大きな相違点は、日本基準では「切放法」と「洗替法」の双方が認められていますが、IFRSでは「洗替法」のみが認められている点です。現状切放し法を用いている企業では、計上プロセスが大きく変更されますので、注意が必要です。

## CAAT(コンピューター利用監査技法)

企業のIT環境の高度化とともに、監査人の利用するコンピュータも高速化・大容量化あり、表計算ソフトやデータベースソフト、データ分析用ツールを利用することで、監査対象期間の企業のデータを大量に処理することができるようになっていきます。

### 1. Caatの意義

CAAT (Computer Assisted Audit Techniques)はコンピュータ支援監査技法と呼ばれる監査手法です。企業におけるIT環境の高度化、複雑化に伴い、監査対象となる取扱いデータも増大しています。従来の監査においては、企業活動を確認するために紙により残された文書を閲覧してきましたが、紙による証跡がコンピュータのデータに置き換わってきたことにより、監査でもCAATを利用することが求められるようになっていきます。

### 2. CAATの利用局面

監査人の利用局面としては、内部統制の検証手続および実証手続の両方において利用されます。また企業の内部監査においては不正取引の検出において利用されるケースがあります。両者の違いは、監査人の監査はリスクアプローチを観点から行われるため、サンプリングによる検証(試査)が基本であるのに対し、不正取引の検出においてはデータの全件を検証対象(精査)を基本としています。精査が可能になったのはやはりコンピュータの高性能化・低価格化のほか、CAATツールの普及などによるところが大きいと考えられます。

具体的な利用例の一部としては下記のものあげられます。

#### ①内部統制の検証手続

- ・運用評価における検証対象を抽出するためのランダムサンプリング
- ・コントロールとして識別されたシステムロジックの再計算(例えば利息計算や原価計算)

#### ②実証手続

- ・統計的サンプリングを利用した確認発送先の選定
- ・売上データと債権データを利用した回転期間分析
- ・償却計算の推定値の計算と実際の償却費との比較

#### ③不正取引の検出

- ・得意先マスタに存在しない相手先の売り上げを抽出する(架空得意先)
- ・利率や価格などが一般的な水準からかい離している取引の抽出
- ・重複データの存在やデータの不正な消去の検出

### 3. CAATの留意点

CAATの利用にあたっては、企業のデータを入手する際に留意すべき事項があります。

- ・データ利用にあたって各関連部門との調整が必要であること
- ・監査人が会社のシステムに直接操作してデータダウンロードや検証プログラムを操作する場合、誤操作、誤作動によるシステムへの影響がないように対応する必要があること
- ・データが監査人の手元に届くまでに破損や書換え等でデータの信ぴょう性が低下する恐れがあるので、データの正確性や網羅性のチェックの必要があること
- ・企業データは機密情報であるため、情報漏えいに注意すること。

上記のようなことに留意すれば、CAATを監査手続の一環として継続的に利用することで、監査業務を効果的・効率的に実施することが可能になります。